

## (4) 充実した社会保障ー 国民健康保険

## 国民健康保険事業（全体） 18億6,821万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

国民健康保険は、ある日突然病気やけがにおそわれたとき、安心して病院にかかれるように、医療費の一部を国などと国保加入の皆さんの保険税で負担する制度です。

平成15年4月1日から退職者医療制度の負担割合が変わり、3割負担となります。

平成14年10月から老人医療の対象者が70歳から75歳に変わったため、国民健康保険加入者で、70歳に達する日の翌月以降の診療分から高齢受給者証が交付されることになりました。高齢受給者証は、その人の負担割合（1割または2割）を示すもので、老人医療の対象となる前日までです。

なお、基本的には毎年一定時期に前年所得をもとに負担割合を判定します。

## 療養給付費・療養費等 9億8,165万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

入院や入院外などの医療費として、7割分を国保特別会計から病院などに支払います。また、補装具などの償還払いの支払いも含まれます。

## 高額療養費 8,966万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

医療費が高額になる方の、自己負担を軽減します。

医療費の一部負担金（3割分）が72,300円（町民税非課税世帯 35,400円、町民税課税の上位所得者139,800円）を超えた場合、その越えた分を高額療養費として支給されます。

## 老人保健医療費拠出金 5億9,311万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

75歳以上の国保加入者の医療費に対して、国民健康保険から拠出金として、社会保険支払基金に支払います。

## 介護納付金 8,636万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

65歳以上の方の介護サービス費の33%分を、40歳以上64歳までの国民健康保険加入者の保険税などから社会保険支払基金に支払います。

## 高額医療費拠出金 5,384万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

高額療養費の支払いに備えて道内の市町村で互助費として、国保団体連合会に支払います。

## 出産一時金（1人30万円） 1,800万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

## 葬祭費（1人1万円） 120万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

## 保険証カードシステム 33万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

国の法律改正に伴い、本年5月から保険証を世帯票から個人票に変更するためのシステム変更費用です。大きさは、名刺大の大きさに変わります。

## 国保運営協議会 71万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

法令で定められた協議会で、国保事業の運営を審議して町長への意見の具申などをします。

## 納税貯蓄組合運営報償 114万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

1組合当たり（組合割）と組合の世帯数に応じて、各組合に運営報償費を支払います。

## (4) 充実した社会保障ー 国民健康保険

## 医療費通知 97万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

病院などで診療を受けた方の受診年月、日数、医療機関名、医療費の総額などをお知らせします。

## レセプト点検業務委託 492万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

国民健康保険加入者（老人を除く）のレセプト点検を専門点検業者に委託し、医療費適正化の推進を図ります。（レセプト枚数1か月約6,000枚）

## 病院事業会計繰出金 37万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

公立芽室病院に国保直診補助事業繰出金として支払います。

## 老人保健事業（全体） 20億1,558万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

老人保健は、75歳以上の方または65歳以上で寝たきりなどの障害認定を受けている方々の健康増進と適切な医療を確保します。

老人保健特別会計は、老人医療費などを支払うために国、道、町の負担と各保険者の負担で賄われています。

平成14年10月から老人医療の対象年齢が70歳から75歳に変わりました。

老人医療受給者証は、その人の負担割合（1割または2割）を示すものです。なお、基本的には毎年一定時期に前年所得をもとに負担割合を判定します。

## 医療給付費等 19億7,830万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

入院や通院など、医療費として老人保健特別会計から病院などに支払います。

また、補装具などの償還払いの支払いも含まれます。

## 福祉医療給付事業

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

道の補助を受け、次の4つの医療給付事業を行います（重度・母子・乳幼児事業は、平成13年10月から所得制限が導入されたことにより、ある一定の所得を超える方は、助成対象とならないことがあります）。

## ・老人医療給付事業 395万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

65歳から69歳の老人夫婦世帯および老人単身世帯の方が対象になります。

北海道の補助事業で事務費の2分の1、医療費の3分の1.6が補助され、残りは町が負担します。

## ・重度心身障害者医療給付事業 7,498万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

身体障害者手帳の交付を受けた方で、1級、2級、3級（一部）に該当する方および療育手帳（A判定）の交付を受けた方の医療費を助成します。

北海道の補助事業で事務費の2分の1、医療費の3分の1.6が補助され、残りは町が負担します。

## ・母子家庭等医療給付事業 748万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

母子家庭の母と子の医療費を助成します。

北海道の補助事業で事務費の2分の1、医療費の3分の1.6が補助され、残りは町が負担します。

## ・乳幼児医療給付事業 5,059万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）／内線553・554＞

0～2歳児の通院（歯科を含む）、5歳児までの入院（歯科を含む）の医療費を助成します。14年10月から3歳～5歳児の通院費の2分の1を町独自で助成しています。

北海道の補助事業で事務費の2分の1、医療費の3分の1.6が補助され、残りは町が負担します（3歳～5歳の通院費は補助対象外）。

### 3 健康でおもいやりのあるまちづくり

#### (4) 充実した社会保障－ 国民健康保険

##### 医療費適正化対策事業 98万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）/内線553・554＞

レセプトの資格の確認、内容を審査し適正な医療の給付をします。

##### 国保特別会計繰出金 1億9,160万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）/内線553・554＞

国保特別会計の支払いのため、一般会計から繰り出します。

##### 老人保健特別会計繰出金 1億2,508万円

担当：住民福祉部保健福祉課国保医療係＜保健福祉センター（東4条4丁目）/内線553・554＞

老人保健特別会計の支払のため、一般会計から繰り出します。